

栗山町U I J ターン移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び栗山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、この告示に規定する要件を満たした場合に、予算の範囲内において栗山町U I J ターン移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（平成31年雇労第1404号。以下「道実施要領」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合 100万円
- (2) 単身者の申請の場合 60万円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 18歳未満の者一人につき100万円

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、単身者の場合にあっては第1号に該当し、かつ、第2号、第3号又は第4号に該当するものとし、世帯の申請をする場合にあっては第1号及び第5号に該当し、かつ、第2号、第3号又は第4号に該当する者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のいずれにも該当する者。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

ア 移住元に関する要件として、次のいずれにも該当する者

- ① 本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 本町に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、本町に転入する3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次のいずれにも該当する者

- ① 令和3年4月1日以降に本町へ転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3カ月以上1年以内であること。
- ③ 町に移住支援金の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次のいずれにも該当する者

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他北海道知事又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のいずれかに該当する者

ア 次のいずれにも該当する者

- ① 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先の求人が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載しているものであること。
- ③ 就業者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3カ月以上在職していること。
- ⑤ 上記②への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 就業先において、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 北海道が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当する者

- ① 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3カ月以上在職していること。
- ③ 就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次のいずれにも該当する者

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタ

ル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

- (4) 起業に関する要件として、1年以内に北海道が道実施要領に従い実施する地域課題解決型起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (5) 世帯に関する要件（世帯の申請の場合に限る。）として、次のいずれにも該当する者
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和3年4月1日以降に本町に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（予備登録申請）

第4条 前条に規定する要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、就業後1か月以内に、栗山町U I J ターン移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請を行った者は、前条に規定する要件を満たしたときは、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗山町U I J ターン移住支援金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 栗山町U I J ターン移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第3号）
- (2) 栗山町U I J ターン移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱いについて（様式第4号）
- (3) 就職の場合にあつては、就業先の就業証明書（様式第5-1号又は様式第5-2号）
- (4) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、保険証等の写し等）
- (5) その他対象要件を満たすことを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかに栗山町U I J ターン移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第6号。以下「交付（不交付）決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第7条 町長は、交付決定を行った申請者に対し、第5条に規定する申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付（不交付）決定通知書の再交付を必要とするときは、栗山町U I J ターン移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第7号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに栗山町U I J ターン移住支援金交付（不交付）決定通知書（再交付）（様式第8号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道知事及び町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 前条に定める立入調査を拒否した場合

ウ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を支給した本町から転出した場合

エ (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を支給した本町から転出した場合

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と本町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日等)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日より前に転入した者については、なお従前の例による。